

高木議員

教育行政

特別支援教育について伺います

「障害者権利条約」は、障害のある人が障害のない人と平等に人権を保障され、豊かに生きられる社会を実現するために、教育の分野で、障害のある子どもが一般の教育制度から排除されず、参加を保障されるという「インクルーシブ教育」を提唱しました。

これは子どもの「最大限の発達」と「社会への完全かつ効果的に参加すること」を根底にすえ、そのために教育条件を整備することを掲げています。

そのため、福山市の教育制度全体が「インクルーシブ教育」にふさわしいものとなるよう、改善し、発展させることが必要です。

これらの事を踏まえ、諸点について伺います。

特別支援学級などの、職員体制についてです。

本市の学校で、特別支援教育を受ける子どもは、小学校 1020 人、中学校 280 人です。特別支援学級数は、小学校は 207 学級、中学校は 66 学級です。

これは、2007 年度と比較して、小学校では、児童数は 2.8 倍、学級数は 2.2 倍に、中学校では、生徒数は 2.1 倍、学級数は 1.3 倍の増加です。

それ以外に、特別な配慮が必要な、通級指導教室に通う子ども達は、小学生の言語で 96 人、情緒で 404 人、中学校では LD・ADHD で 74 人であり、特別支援学校在籍及び通級指導教室利用の児童・生徒総数は、約 1900 人に上ります。

市は、この間、障害のある児童生徒を支援するために、介助員や学校支援員、県費による「複数教員による指導のための非常勤講師」を配置してきましたが、支援ニーズに追いついていません。

介助員は、現在、小学校は 142 人、中学校は 35 人が嘱託職員として配置されています。配置要件は、「基本的に児童・生徒数 5 人当たり 1 人」であり、学校支援員については「実態に応じて配置する」とのことです。

ある学校では、「授業中に教室を飛び出し、廊下を走り回る生徒を教頭先生が追いかける、といった状況があるなど、子ども達の安全をいかに守るか、命がけ」とのことでした。

介助員がおらず、担任だけで対応しているクラスもあるとのことで、現場からは、「とても手が回らない」という声も聞かれます。

そこで伺います。

介助員について、仮に、児童・生徒 5 人当たり、全ての学級に配置すると、小・中学校でそれぞれ、何人必要になりますか？

さらに、学校支援員は、今年度、小・中学校からそれぞれ、何校、何人の申請があり、実際に配置された充足率は、それぞれ何%ですか？具体をお答えください。

また、学校支援員について、学校から申請を出しても、教育委員会が「実態に応じて判断」し、配置できないこともある、とのこと です。

しかし、学校現場が、最も詳しく実態を把握しているのであり、教育委員会は、学校からの申請については、完全に應えるべきです。

一人一人の児童生徒のニーズに合った支援を行えるよう、全学級に介助員を配置した場合の所要額と、学校支援員を全ての申請があった場合の所要額をお示し下さい。

さらに、予算を増額し、介助員、学校支援員の抜本的な増員を求めます。お示し下さい。

次に、特別支援学級について伺います。

特別支援学級では、一人一人の障害の程度が違い、毎日変化する子どもたちを支援し、学びを保障するための専門性が欠かせません。

ところが、市内では、クラスの大規模化が進み、カーテンなど、一つの教室を仕切って活用している学校があるとのこと。

これでは、情緒障害など、多動の子どもにとって落ち着いた環境とは言えません。

このような学校は、何校あり、その対策はどのようにしているのか、お答えください。

根本的には、小・中学校ともに、児童・生徒数が八人で一学級という、国の特別支援学級の編成基準に問題があります。

インクルーシブ教育と言いながら、十分な財政措置を行わない国の姿勢を改めさせ、学級編制基準を引き下げよう、国に求めるべきです。ご所見をお示し下さい。

子どもたちが落ちついて学び、その子のニーズに合った支援を進めるためには、少人数学級を実現することが喫緊の課題です。

加配や非常勤職員の雇用、嘱託ではなく、正規職員の抜本的な増

員を行うべきです。

そのためには、35人学級を国に強く求めること、また、市が率先して35人学級を実施すべきですが、ご所見をお示し下さい。

次に、通級指導教室についてです。

障害を持つ子ども達や保護者から切実に求められているのが、通級指導教室を増やしてほしいということです。

現在、小学校は、言語障害が6学級、情緒が17学級、中学校は、LD・ADHDが4学級しかありません。

市域面積がこれだけ広い本市で、余りにも少な過ぎます。

通級指導教室が地域に通う学校にないために、車で通学せざるを得ず、保護者の雇用など、生活を大きく変えざるを得ない実態もあります。

通級指導教室を抜本的に増やすべきですが、お答えください。

答弁

次に特別支援教育についてであります。

特別支援学級在籍の児童生徒 5 人当たりに対し介助員 1 人を配置した場合は、小学校 204 人、中学校 56 人となります。

学校支援員の申請につきましては、小学校 73 校 73 人、中学校 22 校から 22 人あり、そのうち充足率は、小学校 60.3%、中学校 50.0% となっております。

介助員を全ての特別支援学級に配置し、全ての申請に対して学校支援員を配置した場合、所要額は、介助員、約 6 億 2000 万円、学校支援員、約 1 億 8000 万円となります。

介助員、学校支援員の配置につきましては、在籍状況や一人ひとりの状況に応じた的確に配置しているところであります。

次に、特別支援学級の教室確保については、パーテーション等で区切っている学級が、小学校において 2 学級あり、指導に当たって支障が生じないように、必要な改修や備品等の充実に努めております。

特別支援学級の学級編制基準の引き下げや、35 人学級の早期実現につきましては、全国都市教育長協議会や中核市教育長会を通じて、国や県に対して要望するとともに、本市議会においても、少人数学

級の実現に向けて国に意見書を提出していただいているところです。

通級指導教室の設置につきましては、福山市教育支援委員会の審議で、指導が必要と判断された全ての児童生徒は、指導が受けられるよう、県教育委員会と連携し、対応しているところです。

以上